

答申第 224 号

情 公 第 2019 号

令和 4 年 10 月 26 日

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治 殿

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 玉 卷 弘 光

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 3 日付けで諮問された特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件（諮問第 232 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、別表 1 に掲げる請求 B-1 から B-4 まで、B-6、B-7 及び B-9 から B-12 までに係る文書について、原処分において本件請求の対象から除外した文書を本件請求の対象文書として特定した上、開示又は不開示の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関は、別表 1 に掲げる請求 D を本件請求の対象とした上で、開示又は不開示の決定を行うべきである。
- (3) 実施機関は、別表 1 に掲げる a-7 文書のうち、特定土地家屋調査士の氏名については開示すべきである。
- (4) 前記(1)から(3)までを除く部分につき、別表 1 のとおり本件請求の対象文書を特定し、その一部を不開示又は本件請求の対象外としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 19 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 のとおり、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、条例第 22 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 26 日付けで本件請求に対する開示又は不開示の決定を延長する決定を行った上で、平成 29 年 12 月 18 日付けで別表 1 のとおり文書を特定し、その一部を不開示又は本件請求の対象外とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 30 年 2 月 15 日付けで、知事に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

（省略）

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね

次のとおりである。

(1) 本件請求に係る対象文書の特定について

審査請求人が所有する土地（以下「本件土地」という。）の境界について、審査請求人と十数回延べ 50 時間以上の面談を行い、審査請求人の求める文書を特定した上で、開示決定を行っている。なお、本件請求に係る開示決定に当たっては、請求の対象となる文書を広範囲に捉えて開示している。

(2) 文書不存在を理由に不開示とした部分について

審査請求人の本件土地の境界に関する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人は自己の主張に沿った文書の公開請求を繰り返し行っている。実施機関は、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答しているが、審査請求人は実施機関が土地の境界に係る文書を隠ぺいしていると主張し、情報公開請求に係る公開文書及び本件開示文書以外に文書が存在しないことについて、審査請求人の理解が得られていない。

(3) 条例第 20 条第 3 号該当性について

ア 土地境界確認書に記載の印影

本件請求の対象文書のうち別紙 1 に掲げる a - 5 及び a - 6 文書に記載されている境界立会者の印影は実印であることが予想されるため、当該情報を開示することにより、実印が偽造され、押印した者の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

イ 特定土地家屋調査士の氏名

本件請求の対象文書のうち別紙 1 に掲げる a - 7 文書に記載されている特定土地家屋調査士の氏名を開示することにより、当該個人に対して問合せ等がなされ、従業員の権利利益を害し、苦痛が及ぶおそれがあることから、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

ウ 契約書及び印鑑証明書

本件請求の対象文書のうち別紙 1 に掲げる a - 14 文書に記載されている県と土地売買契約を交わした審査請求人以外の個人及び保証人に関する住所、氏名、契約金額及び売買所在地等を含め、契約条件を記した全条文を開示することにより、請求者以外の個人が特定され、その個人の権利利益を害する

おそれがあることから、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

エ 特定団体職員の氏名、写真の人物像及び自動車ナンバープレート

本件請求の対象文書のうち別紙 1 に掲げる c 文書に記載されている特定団体職員の氏名について、当該職員は、特定団体の代表者ではなく、従業員である。当該情報を開示することにより、当該職員の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

当該文書のうち写真の人物像については、開示することにより、その個人が特定され、権利利益を害するおそれがあることから、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

また、当該文書のうち、自動車ナンバープレートについては、請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第 20 条第 3 号により不開示とした。

(4) 条例第 20 条第 7 号該当性について

本件請求の対象文書のうち別紙 1 に掲げる a - 5 から a - 7 文書までに記載されている特定事案に対する職員の認識に係る部分は、審査請求人との交渉事務を円滑に行うため、条例第 20 条第 7 号により不開示とした。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定した上で、再度開示することを求めているため、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件請求文書の存否について

ア 請求 A - 1 から A - 3 まで、A - 10 から A - 13 まで及び B - 8 に係る文書について

審査請求人は、自身が提出した書面に対し、実施機関が返書するために作成した起案文書について自己情報の開示請求を行っている。これに対し、実施機関は、口頭で審査請求人に回答したため起案文書を作成していないもの及び実施機関において書面を受領していないため回答に係る起案文書を作成していないものについては、文書不存在を理由に不開示とし、審査請求人からの要望に対して文書で回答したものについては、その起案文書等を審査請

求人保有個人情報として開示する決定を行ったと説明している。

この説明について、当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人は同旨の要望を繰り返し申し立てているため、新たな主張等がなく、文書で回答する必要がないと判断したものについては口頭で回答し、その場合には起案文書を作成していないということであった。

神奈川県行政文書管理規則第6条は「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない。」としており、「神奈川県行政文書管理規則の運用について」によると、「軽易な事項の照会、回答、通知などで電話、口頭などで処理することが適当な場合以外は、意思決定の経過等を記録した行政文書を作成することが必要である」としている。

当該規則及び運用に照らすと、実施機関は、回答に際し、必ずしも行政文書の起案を行う必要があるわけではないことから、審査請求人からの要望に対応するために決裁を了した文書が存在しないとしても、不自然・不合理ではない。

また、本件請求のうち別表1に掲げるB-8請求に係る文書について、実施機関は特定日に審査請求人から書面を受領していないことを理由に不開示とする決定を行っている。このことについて、当審査会が事務局をして実施機関に確認したところ、審査請求人から受領した書面は、特定のファイルを作成し、全てそれに綴じ込んでいるが、当該ファイル内には、特定日に審査請求人から受領した書面は確認できず、また、当該ファイル以外に誤って保管されていないか探索を行ったが、当該書面は確認できなかったとのことであった。

これらの実施機関の説明を覆す事実が審査請求人から示されていない以上、実施機関において要望書等を受領していないため回答に係る起案を行っていないものについて、文書不存在による不開示決定をしたとする説明に、不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件請求のうち別表1に掲げる請求A-1からA-3まで、A-10からA-13まで及びB-8に係る文書について、不存在

を理由とする不開示決定を行ったことは妥当である。

イ 請求B-1からB-4まで、B-6、B-7及びB-9からB-12までに係る文書について

審査請求人は、自身が提出した書面に対し、実施機関が行政文書の公開請求に対する諾否決定を行うために作成した文書について開示を請求したところ、実施機関は、行政文書の公開請求に対する諾否決定のために起案した文書として、起案文書、行政文書公開請求書、決定通知書及び参考資料を特定しているが、実施機関が当該請求に対して審査請求人に公開した文書（以下「情報公開対象文書」という。）については、本件請求の対象文書として特定していない。

このことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人の情報が含まれていない情報公開対象文書は、本件請求の対象外とした旨、説明している。

しかし、本件請求に対して実施機関が特定した文書と情報公開対象文書は、審査請求人に対する行政文書公開決定のために作成された一体の行政文書と考えるのが相当である。

したがって、実施機関は、本件請求のうち別表1に掲げる請求B-1からB-4まで、B-6、B-7及びB-9からB-12までに係る文書については、情報公開対象文書を本件請求の対象文書として特定した上で、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

(2) 実施機関が本件請求の対象外とした情報について

ア 請求Dについて

審査請求人は、実施機関の特定職員が土地境界の問題への対応として測量を行うと発言したことについて、その進捗状況に関する文書の開示を請求している。

このことについて、実施機関は、当該文書は作成されておらず、申請者は自己情報の開示請求ではなく、実施機関の回答を要望しているものであることから、本件請求の対象外であるとした上で、平成29年10月19日に当該請求に係る回答文書を発出したと説明している。また、当該文書は、別表1に掲げるa-14文書と同一文書であると説明している。

しかし、当審査会がこの a-14 文書を確認したところ、その内容は審査請求人に対して返書するために実施機関にて作成されたものと認められることから、当該文書は、審査請求人のために作成された文書、すなわち「自己を本人とする保有個人情報」（条例第 18 条第 1 項）に該当することは否定し難く、しかも、当該文書は、平成 29 年 10 月 18 日に実施機関での決裁が完了していたことから、当該文書は少なくとも本件請求時点である平成 29 年 10 月 19 日には存在していたことが認められる。

なお、実施機関は上記 a-14 文書について、審査請求人あてに別途発出しているため対応済みである旨説明するが、自己情報の開示請求の受付外で交付した文書と同一の文書について自己情報開示請求できないとする根拠はない。

以上のことから、実施機関が本件請求のうち、別表 1 に掲げる請求 D に係る文書を本件請求の対象外としたことは妥当ではない。

イ 請求 E から L までについて

本件請求のうち別表 1 に掲げる請求 E から L までについて、実施機関は、審査請求人自身の情報ではないことを理由に、本件請求の対象外としている。

当審査会が本件請求内容及び本件請求に対する開示決定の内容を確認したところ、実施機関が本件請求の対象外とした情報は、本件土地の前所有者が、県有地を購入してから審査請求人に売却するまでの情報及び審査請求人が所有しない土地に係る情報であることが認められる。

したがって、本件請求のうち別表 1 に掲げる請求 E から L までについては、審査請求人の自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかであるから、条例第 20 条各号に定める不開示事由該当性を判断するまでもなく、実施機関が本件請求の対象外としたことは妥当である。

(3) 条例第 20 条第 3 号該当性について

ア 審査請求人以外の印影について

本件請求の対象文書のうち別表 1 に掲げる a-5 文書及び a-6 文書は、実施機関が、審査請求人から提出された要望書に対し、回答のために作成した文書である。

実施機関は、当該文書のうち、本件土地周辺の用地実測図及び土地境界確

認書に記載されている個人の印影については、条例第 20 条第 3 号に定める審査請求人以外の個人に関する情報に該当する旨、説明している。

当審査会が確認したところ、当該印影は、審査請求人以外の個人の印影であることが認められることから、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に該当する。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第 20 条第 3 号に該当することを理由に当該情報を不開示としたことは妥当である。

イ 特定土地家屋調査士の氏名について

本件請求の対象文書のうち別表 1 に掲げる a - 7 文書は、審査請求人が実施機関に提出した要望書に対し、実施機関が回答のために作成した起案文書である。

実施機関は、当該文書に記載されている特定土地家屋調査士の氏名について、法人の代表者ではない特定土地家屋調査士の氏名を日本土地家屋調査士のホームページ上で公開されていることだけを理由に開示することは、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとし、条例第 20 条第 3 号に定める請求者以外の個人に関する情報に該当するため、不開示にしたと説明している。

当審査会が確認したところ、a - 7 文書には、実施機関が特定土地家屋調査士に対し、土地家屋調査士の業務に係る相談を行った記録について記載されていることが認められる。また、当審査会が事務局をして実施機関に確認したところ、当時、実施機関と特定土地家屋調査士が所属している特定土地家屋調査士協会は、公有地の測量業務等を行うための登記事務委託に係る契約を締結していたため、当該事項について特定土地家屋調査士に確認を依頼したと説明していることから、当該相談は、事務委託契約の範囲で行われていたと考えるのが相当である。

したがって、a - 7 文書に記載されている特定土地家屋調査士の氏名は、条例第 20 条第 3 号に定める個人に関する情報としてではなく、条例第 20 条第 4 号に定める事業を営む個人の当該事業に関する情報として、開示又は不開示の決定の妥当性を判断すべきであるため、以下同号の該当性について検

討する。

当審査会が a－7 文書に記載されている特定土地家屋調査士との相談記録について確認したところ、実施機関は、特定の状況下における土地境界に関する一般的な解釈について特定土地家屋調査士に確認を依頼したのであり、本件土地の境界に関して確認を依頼したものではなかった。

以上のことから、当該相談記録は、実施機関が特定土地家屋調査士に事務委託契約に係る土地境界に関する一般的な解釈について確認した記録に過ぎず、開示されることで、特定土地家屋調査士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第 20 条第 4 号に定める不開示情報に該当しないため、特定土地家屋調査士の氏名については開示すべきである。

ウ 審査請求人が当事者でない契約書及びそれに付随する印鑑証明書について

本件請求の対象文書のうち別表 1 に掲げる a－14 文書は、審査請求人が実施機関に提出した要望書に対し、実施機関が回答のために作成した起案文書である。

実施機関は、当該文書のうち、契約書及びこれに添付される印鑑証明書（以下「契約書等」という。）は、条例第 20 条第 3 号に定める審査請求人以外の個人に関する情報に該当する旨、説明している。

当審査会が確認したところ、契約書等は審査請求人以外の個人と県を当事者とするものであることが認められることから、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に該当する。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第 20 条第 3 号に該当することを理由に当該情報を不開示としたことは妥当である。

エ 特定団体職員の氏名、写真の人物像及び自動車ナンバープレートについて

本件請求の対象文書のうち別表 1 に掲げる c 文書は、審査請求人の住宅から隣接する県有地に越境している草木の対応に関する文書である。実施機関は、当該文書のうち、県営団地の指定管理者である特定団体の職員の氏名、請求者以外の写真の人物像及び自動車のナンバープレート（自動車登録番号

標)は、条例第20条第3号に定める請求者以外の個人の情報に該当する旨、説明している。

特定団体の職員の氏名及び審査請求人以外の写真の人物像は、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第20条第3号本文に該当する。

また、審査請求人以外が所有する自動車のナンバープレートは、請求者以外の情報であって、他の情報と照合することにより請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第20条第3号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからウまでのいずれかに該当する情報ではないことが明らかである。

したがって、実施機関が条例第20条第3号に該当することを理由にこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

(4) 条例第20条第7号該当性について

本件請求の対象文書のうち別表1に掲げるa-5からa-7文書までは、審査請求人が実施機関に提出した要望書に対し、実施機関が回答のために作成した起案文書である。実施機関は、当該文書のうち、要望書の回答を担当した職員の認識に係る記載は、条例第20条第7号柱書に定める事務支障情報に該当する旨、説明している。

当審査会が確認したところ、当該情報は、要望書の回答を担当した職員の認識が記載された内容であることが認められる。当該情報が開示されると、今後、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第7号柱書に該当することが認められる。

したがって、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

(5) その他

審査請求人は、情報公開請求に係る実施機関の諾否決定の妥当性について種々主張しているが、当審査会は、自己情報の開示請求に係る決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、神奈川県情報公開条例による行政文書公開請求に係る実施機関の処分の妥当性を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 表 1

本件請求内容			特定した文書	
区分	請求内容	日付	区分	文書名
A-1	住宅営繕事務所長又は当該事務所が、審査請求人からの右記の手交文書及びFAX送信並びに郵送文書に対し、開示又は返書するために起案し、決裁を了した裁決文書（施行文書）	平成22年6月22日	a-1	(なし)
A-2		平成23年3月14日	a-2	(なし)
A-3		平成27年8月24日	a-3	(なし)
A-4		平成27年10月3日	a-4	平成27年10月8日起案 特定県営団地に係る県有地との境界確認証明書交付について (伺い)
A-5		平成27年12月13日	a-5	平成27年12月21日起案 特定県営団地（賃貸）隣接地所有者からの要望について(伺い)
A-6		平成27年12月13日	a-6	(a-5と同じ)
A-7		平成28年1月8日	a-7	平成28年1月20日起案 特定県営団地（賃貸）隣接地所有者からの要望について(伺い)
A-8		平成28年3月8日	a-8	平成28年3月9日起案 特定県営団地（賃借）隣接地所有者からの要望について(伺い)

本件請求内容			特定した文書	
区分	請求内容	日付	区分	文書名
A-9	住宅営繕事務所長又は当該事務所が、審査請求人からの右記の手交文書及びFAX送信並びに郵送文書に対し、開示又は返書するために起案し、決裁を了した裁決文書（施行文書）	平成28年4月4日	a-9	平成28年5月13日起案 特定県営団地（賃貸）隣接地所有者からの文書回答要望について（伺い）
A-10		平成28年9月2日	a-10	（なし）
A-11		平成28年11月14日	a-11	（なし）
A-12		平成29年3月10日	a-12	（なし）
A-13		平成29年3月31日	a-13	（なし）
A-14		平成29年6月19日	a-14	平成29年10月13日起案 特定県営団地（賃貸）隣接地所有者からの6月19日付け文書への回答について（伺い）
B-1	請求区分A同様、右記について、起案し決裁した裁決文書の開示閲覧を請求する	平成27年10月3日	b-1	平成27年10月9日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）

本件請求内容			特定した文書	
区分	請求内容	日付	区分	文書名
B-2	請求区分A同様、右記について、起案し決裁した裁決文書の開示閲覧を請求する	平成28年1月30日	b-2	平成28年3月14日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）
B-3		平成28年3月20日	b-3	平成28年5月12日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）
B-4		平成28年3月22日	b-4	平成28年5月12日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）
B-5		平成28年3月25日	b-5	（a-9と同じ）
B-6		平成28年3月25日	b-6	平成28年5月12日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）
B-7		平成28年6月27日	b-7	平成28年8月23日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について（伺い）

区分	本件請求内容		特定した文書	
	請求内容	日付	区分	文書名
B-8	請求区分A同様、右記について、起案し決裁した裁決文書の開示閲覧を請求する	平成28年8月29日	b-8	(なし)
B-9		平成28年9月2日	b-9	平成28年11月1日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について(伺い)
B-10		平成28年11月22日	b-10	平成29年1月5日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について(伺い)
B-11		平成29年1月20日	b-11	平成29年1月25日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について(伺い)
B-12		平成29年6月5日	b-12	平成29年6月9日起案 情報公開請求に係る行政文書の公開について(伺い)

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
B-13	平成 27 年 10 月 3 日付け境界証明書について	b-13	(a-4 と同じ)
C	実施機関、県有地が特定地番の敷地へ湾曲上に越境界している。平成 10 年度以降に実施機関が写した全ての写真。	c	平成 23 年 5 月 11 日受審査請求人の住宅から県有地に越境している草木の対応について
D	県住宅営繕事務所県営住宅部長 から「私宅の板塀が県有地に出ている」と怒声。測量すると啖呵を切った際の「測量図の開示」、所長に責任ある回答を求めたが未だに回答が無い。「進捗状況についての開示請求」	(請求対象外)	
E	神奈川県は特定地番の道路を整備し、昭和 41 年 3 月に特定市に移譲し、昭和 41 年 4 月（正式には昭和 44 年 7 月 14 日）に特定地番の土地（現審査請求人宅）の K 3 鉄ビヨウ杭間の基準点に、K 4 杭間を求積表通り官民の境界として「売却した際の公図の開示」	(請求対象外)	
F	平成 10 年 5 月 25 日、県は鉄ビヨウ杭を基準点杭として表示された鉄ビヨウ杭間の表示図に基づき「境界として承諾し署名押印をさせ承諾書の開示」	(請求対象外)	

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
G	県は平成10年6月8日、国土調査のK4査定杭があるにも関わらず、県が売却した時のK3鉄ビヨウ杭と県有地とのK4杭の査定杭を境界と明示してあるにも関わらず、「査定棒を持たせ搾取した写真の開示」		(請求対象外)
H	7月31日付で特定地番審査請求人宅内へ約80cm越境界し新杭を設置した杭を写した写真の開示。		(請求対象外)
I	平成10年7月31日新設置された石杭を基準点に、鉄ビヨウ杭から用地実測図の三斜面積計算表で「3.57㎡拡大させた面積と登記した年月日の開示」		(請求対象外)
J	県が本件土地の前所有者に売却した時点の地積に戻すよう復元を求めると共に「測量前と後の公図の開示」		(請求対象外)

本件請求内容		特定した文書	
区分	請求内容	区分	文書名
K	請求者の特定地番地は平成10年5月25日に石杭は設置されていないにもかかわらず、県知事は「平成10年5月25日に署名押印を頂いている。」と県有地が3.57㎡拡大した証明書を発行したが、平成10年9月実施した用地実測図へ本件土地の前所有者が平成10年5月25日に承諾をし署名押印したなどの月日は疑問。「実測される前と後の用地実測図の開示を請求する」		(請求対象外)
L	県は特定地番道路を特定市に移譲後に行われた国土調査の官民等境界先行調査をし、県有地と特定地番の鉄ビヨウ杭を確認し、特定地番「プラスチック杭」と鉄ビヨウ杭間を三者が立会い境界線とした。県は平成10年4月20日に道水路等境界調査を市長に申請し、平成10年5月25日に特定地番鉄ビヨウ杭と同9.19m離れた鉄ビヨウ杭間を本件土地の前所有者が署名押印後の、平成10年7月31日に県は特定地番内へ新杭を設置し県有地を拡大させた際の「K5杭の設置経緯文書と登記文書の開示」		(請求対象外)

別 表 2

区分	不開示とした部分（該当条項）
a - 1	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 2	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 3	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 5	特定個人に関する認識（条例第 20 条第 7 号）
a - 6	土地境界確認書に記載の印影（条例第 20 条第 3 号）
a - 7	特定個人に関する認識（条例第 20 条第 7 号） 特定土地家屋調査士の氏名（条例第 20 条第 3 号）
a - 8	特定個人に関する認識（条例第 20 条第 7 号）
a - 10	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 11	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 12	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 13	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
a - 14	契約書及び印鑑証明書（条例第 20 条第 3 号）
b - 8	文書不存在（条例第 22 条第 3 項）
c	特定団体職員の氏名、写真の人物像及び自動車ナンバープレート （条例第 20 条第 3 号）

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 2月 3日	○ 諮問
令和3年12月16日 (第320回審査会)	○ 審議
令和4年 1月 17日	○ 審査請求人より、条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
2月24日 (第321回審査会)	○ 審議
6月20日 (第322回審査会)	○ 審議
7月21日 (第323回審査会)	○ 審議
8月8日	○ 審査請求人より、条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
8月23日 (第324回審査会)	○ 審議
9月14日 (第325回審査会)	○ 審議
9月29日 (第326回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金井 恵里可	文教大学教授	
金子 匡良	法政大学教授	会長職務代理者
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学名誉教授	会長
長谷川 範子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和4年9月29日現在）（五十音順）